## 会計年度任用職員募集要項

云	
任用根拠	会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項)
任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
職種	スクールライフアドバイザー
採用予定人数	1名
従事すべき業	勤務校において、校長の指揮監督の下に、生徒、保護者等に対する教育相談及び教員へ
務の内容	の助言等を行う。また、生徒や学校の実情、アドバイザーの勤務時間等を考慮し、随時、
	補助的な活動を行う。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該
	当しないもの。
	・勤務可能な地域に居住していること。
	・心身が健康であること。
	・学校教育に理解と熱意があること。
	・職業に従事している場合にあっては、スクールライフアドバイザーの業務に支障が
	ないこと。
勤務日及び勤	1日当たり6時間、週1日とし、地域の実情等に応じたものとする。
務時間	1日日にテの時間、過1日との、過数の天間寺に応じたののとする。
休暇	愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の
	休日
報酬等	・報 酬:月額 24,310円とする。
	・通勤費用弁償:一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。
	・期末手当:なし
退職に関する	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
事項	・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
	・スクールライフアドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	任期中、以下の義務を負います。
	・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
	・信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)
	<ul><li>秘密を守る義務(同法第34条)</li></ul>
	・職務に専念する義務 (同法第 35 条)
	・政治的行為の制限(同法第36条)
	<ul><li>争議行為等の禁止(同法第 37 条)</li></ul>
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法(昭和 22 年年
	法律第50号)の規定により補償する。

## ○ 応募手続

持参又は郵送による応募

応募書類を送付いたしますので、下記へご連絡ください。

愛媛県立今治東中等教育学校事務室 電話 0898-47-3630